

森林環境部 週休2日適用工事 実施要領

(主旨)

第1 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い示された、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保を図るための取組の一つとして、受注企業の現場代理人及び主任技術者・監理技術者（以下「技術者等」）と工事現場の労働者を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とすることにより、企業や入職予定者を含む労働者に対して、労働環境の改善に取り組む意識を促進させるとともに、建設業の完全週休2日普及に向けて「週休2日適用工事」（以下「適用工事」という。）の実施にあたり必要となる事項を定める。

2 週休2日

- ①通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（総休日数^{※1}／対象期間^{※1}）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(入札公告、特記仕様書への明示)

第2 発注機関の長は、適用工事を実施する場合は、入札公告及び特記仕様書において「適用工事」であることを明示する。

2 発注機関の長は、前項の規定によらず発注した工事において、契約後、受注者から工事着手日までに週休2日現場閉所を実施する旨の協議がなされた場合は、本要領を適用することができる

(対象工事)

第3 原則として、山梨県森林環境部が発注する全ての工事を対象とする。

2 以下のいずれかに該当する工事は、適用工事の対象外とすることができる。

- (1) 災害復旧工事のうち、緊急を要する工事
- (2) 現場条件等適切に判断して、適用できない明確な理由がある工事

(週休2日の取組内容)

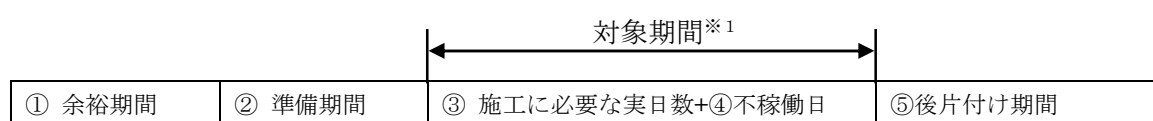
第4 適用工事の受注者（以下「受注者」という。）は、現場施工に着手した日から現場が完了する日までの間^{※1}、受注企業の技術者等及び下請企業を含む工事現場の労働者を週に2日間、一斉に休日とすることに努めるとともに、労働環境にも配慮する。

2 受注者は、前項で定めた休日において、事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態（以下「現場閉所」という。）とし、週休2日制現場閉所（計画・実績）書（参考様式-1）等に現場閉所日を示し、施工計画書により発注者に提出する。なお、この現場閉所日は原則として土曜日及び日曜日とするが、受注者の意向により別の日に定めることもできる。

3 受注者は、対象期間中、作業状況や天候等で現場閉所日を変更する場合は、振替休日等を設定し、事前に発注者に連絡する。

〈対象期間とは〉

- ・工期全体から「準備期間と片付け期間を除く期間」を対象期間とする。



※【②準備期間】とは、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいう。

詳細は、森林環境部建設工事標準仕様書 第1編共通編 1-1-1-2 用語の定義による。

※【⑤後片付け期間】とは・施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。

令和5年6月30日付け、技管第546号「土木工事における適切な工期設定の考え方」の改定についてによる。

※1 年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者からあらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。

4 受注者は、最終の現場閉所後速やかに「適用工事」の取組実績について、第2項の（参考様式-1）等及び週休2日現場閉所実績集計表（参考様式-2）等に週休2日の実施方法を（通期又は月単位で）記載して発注者に提出し、確認を受けるものとする。

5 受注者の責によらず工期内に工事を完成することができないと判断した場合は、「建設工事標準請負契約約款」第21条の規定による工期の延長変更を請求することができる。また、発注者は受注者から工期の延長変更の請求があった場合は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に基づき、適切に対応するものとする。

(周辺住民への周知)

第5 受注者は、工事現場の公衆の見やすいところに、週休2日適用工事であることを記載した掲示をする（A3版程度）。

(工事成績評定)

第6 発注者は、第4で定める受注者の取組に対し、別表「適用工事の取組に対する考查項目」により評価する。

2 週休2日適用工事では、第4で定める取組内容が4週6休未満である場合は、3点を減ずる。

(費用の計上について)

第7 費用の計上については、治山林道課長が別に定める取り扱いによる。

(総合評価落札方式に関する事項)

第8 山梨県が発注する総合評価落札方式の工事に関する評価方法等は、「山梨県建設工事総合評価実施要領」に基づき実施するものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。